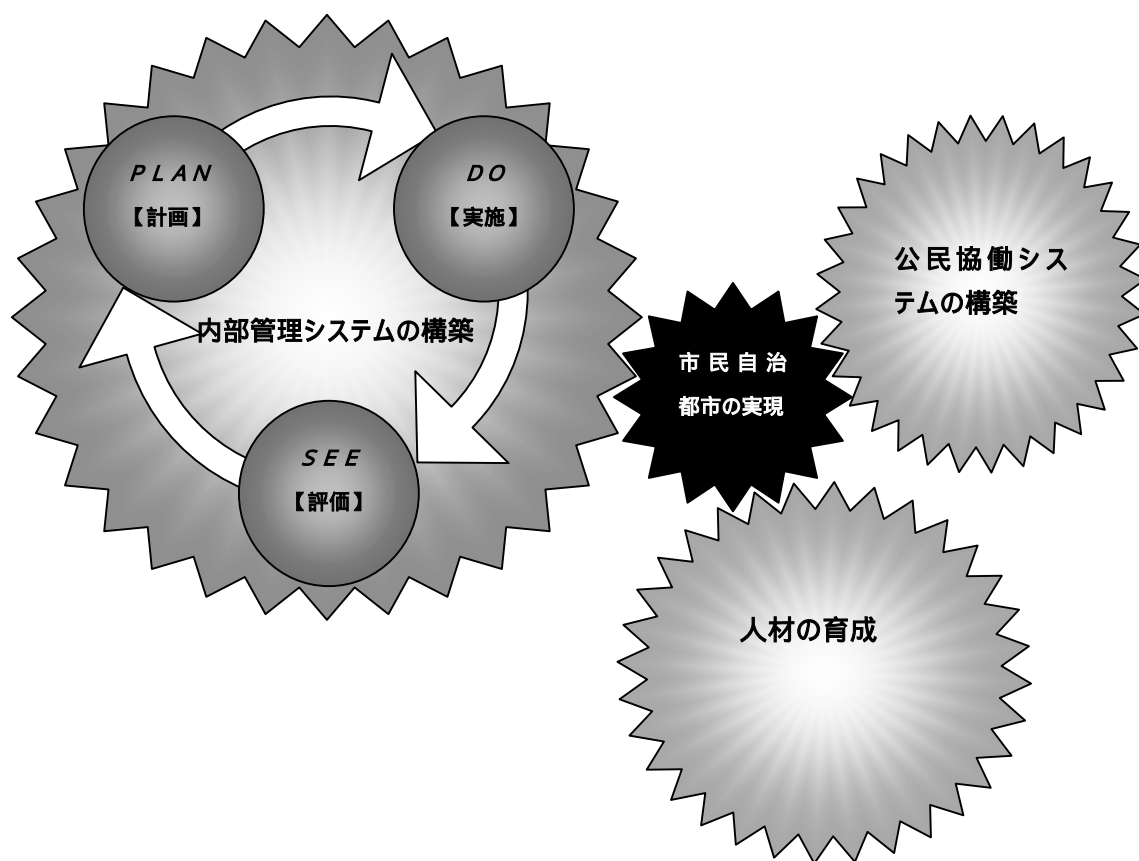


岸和田市 新行財政改革実施計画

[平成15年度 17年度]



平成15年6月

岸和田市行財政改革推進本部

目 次

．はじめに	1
．実施計画の推進にあたって	3
．実施計画における実施項目一覧表	5
．「改革の重点課題」に基づく実施内容	8
1．事務事業について	8
2．組織機構について	11
3．定員管理および給与について	12
4．職員の人事、能力開発について	13
5．市民満足度の向上について	14
6．市民公益活動との連携について	17
7．電子自治体構築の推進について	20
8．財政の健全化について	22
9．広域行政の推進について	27
10．改革課題の追加について	29
．診断カルテ・診断基準の解説	39
（A）行政サービスの公共性診断カルテ	40
（B）行政関与の妥当性診断カルテ	44
（C）実施主体の妥当性診断カルテ	45
（D）受益者負担の妥当性診断カルテ	46

はじめに

自治・分権時代を迎え、自己決定・自己責任のもとに他の自治体との本格的な都市間競争に踏み出すなかで、それぞれの職員が英知を結集しなお一層の創造力を発揮することが今まで以上に求められています。

さらには、「説明と納得の行政」を着実に実行しながら、「市民との協働」のもとに事務事業の推進を図り、共に協力してまちづくりを進めていくといった「参加」から「協働」へと軸足を移していかなければなりません。

一方、「財政の健全化」を図るということと、「市民の満足度の向上」に努めていくということが、持続的なサービスの提供責任を負っている私ども自治体に課せられている大きな責務でもあります。

そのためにも、「市民自治都市」きしわだの実現に向け、改めて、「公民の役割」ということを視野に入れた整理が必要となってきました。

新行財政改革に示された三つの原理を基本として、改革の重点課題に積極果敢に取り組んでいくことが新行革の具体化に向けた大きな一歩であり、新行革サブテキストを有効に使うなかで新しい「公共」に対応した体質・体力作りに努めていかなければなりません。

新行財政改革大綱に大きく示された目標の具体のものとして「新行財政改革実施計画」が策定されています。実施計画を決して机上のプランにすることなく、市民と行政が情報を共有しつつ全職員が一丸となって実現に努めていきましょう。

平成15年6月

岸和田市行財政改革推進本部長

岸和田市長 原 昇

実施計画の推進にあたって

新行財政改革大綱の策定に際しては、若手中堅職員を中心とする新行革プラン検討プロジェクトチームのメンバーをはじめ、各課のモニタリング・パートナー等多くの職員との意見交換を行い、ボトムアップの実践であることに心がけてきた。また、市民の皆様方には、プロセス情報を発信して双方向の関係を大切にして取り組んできた。

限りある歳入がなおも減少することが想定される中で、できる限り「市民サービス」を低下させることなく、いかに「市民満足度」を向上させるか、いかに「市民との協働」を推進するかという新しい行財政改革を、全職員が一丸となって推進しなければならない。

1. 実施計画の構成について

本実施計画は、大綱第3章の「改革の重点課題」に基づき構成している。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 事務事業について | 2. 組織機構について |
| 3. 定員管理および給与について | 4. 職員の人事、能力開発について |
| 5. 市民満足度の向上について | 6. 市民公益活動との連携について |
| 7. 電子自治体構築の推進について | 8. 財政の健全化について |
| 9. 広域行政の推進について | 10. 改革課題の追加について |

「1. 事務事業について」～「9. 広域行政の推進について」の各項目には、大綱の内容を再掲し、【取組の目標】を示し、【実施項目の説明】は、簡潔に表現した。

また、「10. 改革課題の追加について」には、行政評価システムによる評価または公共性等診断カルテによる診断結果等に基づいて、行財政改革推進検討委員会が特に指定する改革課題を実施項目として掲げ取り組むこととする。

本実施計画の取り組み期間は、平成15年度から17年度の3ヵ年とし、実施項目の実施期間の区分は次のとおりである。

平成15年度から17年度の間実施するものは、

実施 →

平成17年度までには、実施できないが、着手するものは、

着手 →

平成17年度までに、実施の是非等を検討し、結論を出すものは、

検討 →

不断の改革事項として取り組むものは、

経常 →

2. 公民の役割分担について

改革の重点課題のうち、「1. 事務事業について」は、【取組の目標】のとおり、

「市が実施する事業の公共性を評価」

「市が直接実施することの妥当性を評価」

「受益と負担のあり方を検討」

について、診断カルテを実施し、事業のあり方や進むべき方向を再検討する。

なお、診断カルテの判定は、恣意的・意図的な判断になってはいけない。また、個人の診断では偏った結果になる恐れがあるので、事業内容や実態をある程度知る複数の人で議論をしながら診断をするものとする。

< 診断カルテ対象事業 >

市民に直接的に行政サービスを提供する事務事業

岸和田市行財政改革推進検討委員会が、特に指定した事務事業

新規事業や拡大又は廃止を検討する事務事業

3. 実施計画進行管理について

- (1) 新行財政改革では、年度途中でも実施計画に掲げて取り組む必要が生じた項目については、随時、検討委員会の承認の上、追加できるものとする。
- (2) 診断結果によって事業のあり方や進むべき方向を再検討する必要があるものについても、随時、実施計画に掲げて改善に取り組むものとする。
- (3) 一度実施計画に掲げられた項目であっても、実施の効果が期待できなくなった項目や達成の可能性が無くなった項目については、推進本部の承認の上、取り下げることができるものとする。
- (4) 改革の重点事項に掲げた実施項目を所管する部分科会長（部長）は、弾力的に、課長を中心とする課分科会の設置を指示するなど、ボトムアップ体制の密度を高め、目標期間内に達成すること。
- (5) 実施項目の内容が、市民及び市民団体等の理解と協力が必要な場合においては、円滑な実施を図るため、事前に必要な協議に努めること。
- (6) 実施項目の中で、職員の職場環境及び労働条件にかかわる課題については、職員の理解と協力を得ながら労使間の合意形成に努め、円滑な実施を図る。

. 実施計画における実施項目一覧表

1. 事務事業について			
	実施項目	担当部分科会	ページ
(1)	「診断カルテ」の実施	全部分科会	10
(2)	岸和田セーフティネットの構築	全部分科会	10
2. 組織機構について			
	実施項目	担当部分科会	ページ
(3)	全庁的組織機構の見直し	企画調整部	11
3. 定員管理および給与について			
	実施項目	担当部分科会	ページ
(4)	定員管理計画の推進	企画調整部	12
(5)	人件費の適正化	市長公室 企画調整部	12
4. 職員の人事、能力開発について			
	実施項目	担当部分科会	ページ
(6)	人事制度の見直し	市長公室	13
(7)	職員研修の充実	市長公室	13
5. 市民満足度の向上について			
	実施項目	担当部分科会	ページ
(8)	情報提供の充実	市長公室 企画調整部	15
(9)	行政評価システムの充実	企画調整部	15
(10)	市民センターのあり方の検討	市民生活部 生涯学習部 企画調整部	15
(11)	ワンストップサービスの検討	企画調整部 総務部	15
(12)	市税のコンビニ収納	総務部	15
(13)	水道料金のコンビニ収納	水道局	16
(14)	今木配水場の一定時期一般開放	水道局	16
6. 市民公益活動との連携について			
	実施項目	担当部分科会	ページ
(15)	自治基本条例の制定	企画調整部	18
(16)	審議会（附属機関）等の委員の見直し	総務部	18
(17)	岸和田市地球温暖化対策率先実行計画の推進	環境部	18
(18)	埋立ごみ（陶器類・化粧品のビン・ガラス・蛍光灯等）の分別収集	環境部	18

(19)	事業系ごみの減量化の推進	環境部	19
(20)	空き缶等資源回収袋の配付の廃止	環境部	19
(21)	一般家庭ごみ無料処理券の削減等の検討	環境部	19
(22)	市民活動拠点の整備	市民生活部	19
(23)	公民館管理運営のあり方の検討	生涯学習部	19
7. 電子自治体構築の推進について			
	実施項目	担当部分科会	ページ
(24)	戸籍事務の電算化の検討	市民生活部	21
(25)	庁内LANの活用	企画調整部	21
(26)	電子入札システム導入の検討	総務部 企画調整部	21
(27)	電子申請手続きの整備	企画調整部	21
8. 財政の健全化について			
	実施項目	担当部分科会	ページ
(28)	庁内の権限移譲の推進	企画調整部	23
(29)	予算編成システムの再構築	総務部	23
(30)	公債管理ガイドラインの策定	総務部	23
(31)	中・長期財政計画の策定	総務部	23
(32)	企業会計・特別会計の繰出基準の見直し	総務部	23
(33)	駐車場の有料化	総務部	23
(34)	市税前納報奨金の廃止	総務部	23
(35)	保険医療施設(家屋・償却資産)の医療減免の廃止	総務部	24
(36)	公有財産の使用料の見直し	総務部	24
(37)	補助金等の見直し	総務部	24
(38)	保有地の処分	総務部	24
(39)	岸和田駅市民サービスコーナーの見直し	市民生活部	24
(40)	市営葬儀の一部委託化の実施	市民生活部	24
(41)	ごみ収集の民間委託化方途の検討	環境部	24
(42)	公立保育所のあり方の検討	児童福祉部	25
(43)	(財)岸和田市公園緑化協会のあり方の検討	都市整備部	25
(44)	総合体育館の管理運営の見直し	都市整備部 生涯学習部	25
(45)	民間賃貸住宅補助事業の休止	建設部	25
(46)	病院給食の業務委託の拡大検討	市民病院	25
(47)	学校・園委託業務の見直し	教育総務部	25
(48)	小学校給食のあり方の検討	教育総務部	26
(49)	市民プール運営事業の見直し	生涯学習部	26
(50)	鴨田池グラウンドのあり方の検討	生涯学習部	26

(51)	プラネタリウム投影事業のあり方の検討	学校教育部 企画調整部	26
(52)	未利用エネルギーの有効活用	水道局	26
(53)	公共工事コストの縮減	関係部分科会	26
9. 広域行政の推進について			
	実施項目	担当部分科会	ページ
(54)	広域的課題の抽出及び対応	企画調整部	27
(55)	市町村合併の検討	企画調整部	28

10. 改革課題の追加について			
	実施項目	担当部分科会	ページ
(56)	自転車等駐車場維持管理事業の見直し	建設部	29
(57)	誕生証書の贈呈事業の見直し	市民生活部	29
(58)	生きがい活動支援通所事業の見直し	保健福祉部	29

「改革の重点課題」に基づく実施内容

1. 事務事業について

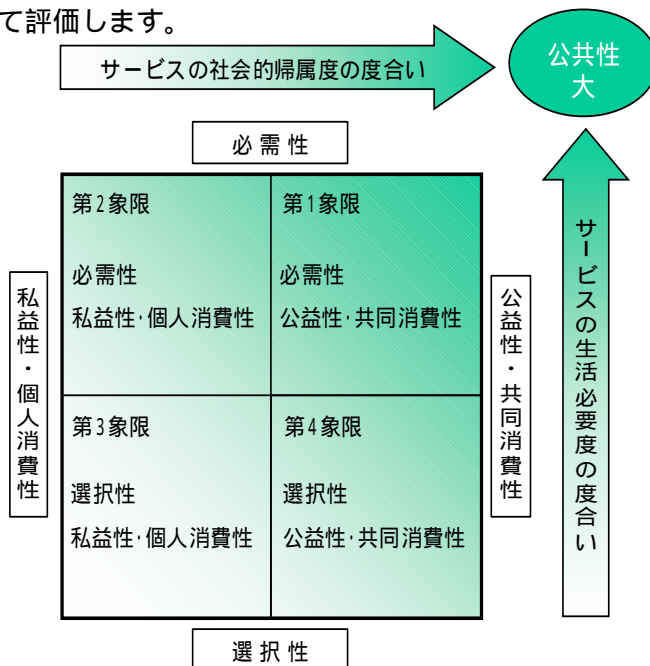
【取組の趣旨】

すべての事業を行政が担うのではなく、公共性を評価した上での市民と行政の役割分担のもとに、個々のサービスを行政関与の妥当性等の観点から施策の効果・効率等について評価し、総合的に事業を推進します。

【取組の目標（その1）】

市が実施する事業の公共性を評価

市が実施する事業について、住民生活の観点から、「必要不可欠なサービス（必需性）」か、「なくても差し支えないがあると豊かになるサービス（選択性）」かという生活必要度と「住民全体へのサービス（共同消費性）」か、「住民個々へのサービス（個人消費性）」かという社会的帰属度の「公共性の2つのモノサシ」によって評価します。



【取組の目標（その2）】

市が直接実施することの妥当性を評価

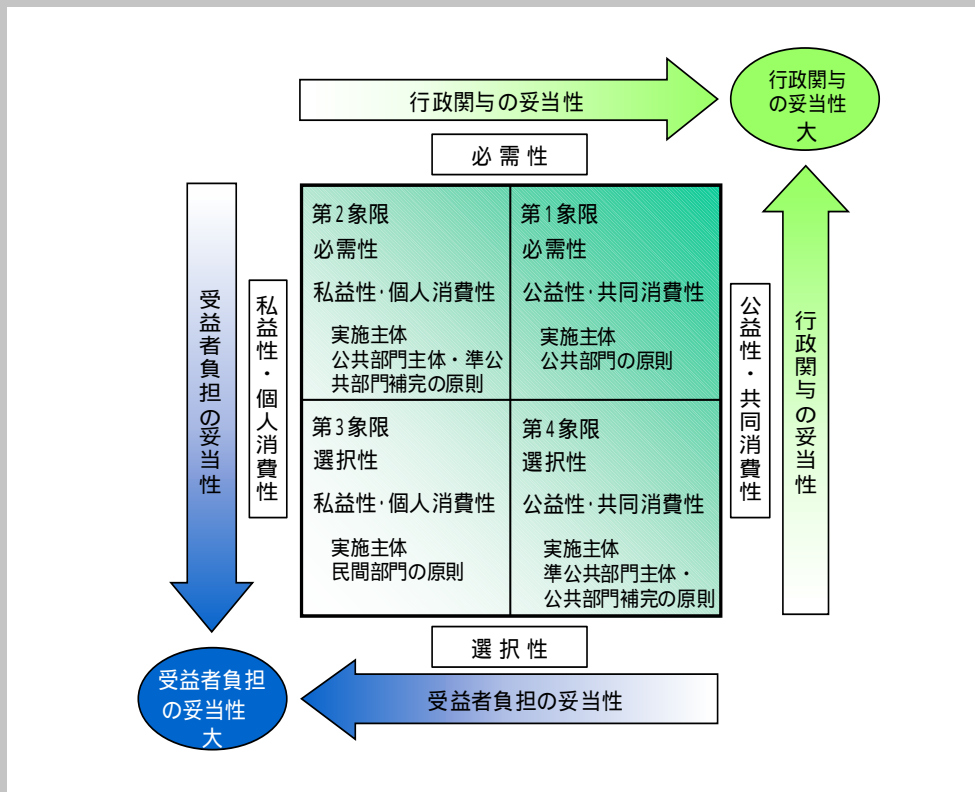
公共性が高いサービスや行政が関与する妥当性が高いサービスの実施主体がすべて市である必要はありません。

経済性や効率性、市民サービスの確保、行政責任、秘密の保持、受託能力などの観点からサービスの提供主体・方法を検討します。

受益と負担のあり方を検討

サービスの提供に際しては、その性質に応じて受益と負担の関係を適正にするため、税によるサービスか、利用者負担によるサービスか、また、その負担の程度や方法について検討します。



ただし、社会的セーフティネットとしてのサービスには留意します。



岸和田セーフティネットのあり方を検討

市民の生命と暮らしを守るのが、自治体の大きな役目であり、将来を展望し、地域性を考慮した人的支援や拠点的な施設サービスに努めます。

【実施項目と実施期間】

実 施 項 目	平成 1 5 年度	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度
(1) 「診断カルテ」の実施			
<p>【実施項目の説明】</p> <p>行政の守備範囲や公民の役割分担のあり方を客観的に判定するため、次の診断カルテを作成する。</p> <p>(A) 行政サービスの公共性診断カルテを作成。(公共性の診断基準の解説と得点表を参照)</p> <p>(B) 行政関与の妥当性診断カルテを作成。(行政関与の妥当性の診断基準の解説と得点表を参照)</p> <p>(C) 実施主体の妥当性診断カルテを作成。(実施主体の妥当性の診断基準の解説と得点表を参照)</p> <p>(D) 受益者負担の妥当性診断カルテを作成。(受益者負担の妥当性の診断基準の解説と得点表を参照)</p>			
(2) 岸和田セーフティネット の構築			
<p>【実施項目の説明】</p> <p>地域に密着した柔軟な運営と迅速で細やかな対応をするため、現金給付よりも、「補完性の原理」に則った自立支援、家族支援、地域支援を形成するための人的支援や拠点的な施設サービスに努める。</p>			

2. 組織機構について

【取組の趣旨】

市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、組織の改編は不断に行ってきたところです。しかし、地方分権の更なる推進、特例市への移行等、新たな行政需要の増大や社会経済情勢の変化に対応するため、今まで以上に簡素で効率的な組織機構の整備とともに市民に分かりやすい組織の確立に努めます。

【取組の目標】

組織の再編・活性化

縦割り行政から生ずる弊害をなくし、成果志向で業務が遂行できるよう組織の見直しや職制のあり方を検討するなど、行政運営の効率化を図ります。

課題対応型組織づくり

行政課題の多様化に対応した効率的な行政運営を行うため、特別な政策課題に対して、各部署の職員を選抜したプロジェクトチームの一層の活用を図り、課題に迅速かつ的確に対応できる組織づくりを図ります。

【実施項目と実施期間】

実施項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(3) 全庁的組織機構の見直し	経常		

【実施項目の説明】

社会経済情勢の著しい変動や地方分権の本格的進展、特例市への移行等による新たな行政課題や多様な行政需要に対応するため、より簡素で効率的な組織機構の編成に努める。

3. 定員管理および給与について

【取組の趣旨】

人件費等義務的経費の増加は財政を圧迫する要因のひとつとなるため、適正な定員管理に努め、事務執行の効率化を一層推進し、最少の経費で最大の効果をもたらす行政運営を行います。

【取組の目標】

弾力的・効果的な定員管理

定員管理計画に基づき、施策・事務事業の見直しやスクラップアンドビルドを行い、適正な人員配置を行います。

適正水準の給与管理

職員給与は、社会経済情勢の変化に対応し、常にその適正水準の維持に努めてきたところですが、職員の適正配置・事務管理の徹底・事務改善の推進など、職員のやりがい・生きがいのもてる職場環境づくりを進め、人件費の適正化に努めます。

【実施項目と実施期間】

実施項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(4) 定員管理計画の推進	実施	実施	実施

【実施項目の説明】

ひきつづき、平成13年度職員数2248人を基準として、平成17年度までに概ね150人の削減を図る。

(5) 人件費の適正化	経常	経常	経常
-------------	----	----	----

【実施項目の説明】

職員の適正配置・事務管理の徹底・事務改善の推進など、職員のやりがい・生きがいのもてる職場環境づくりを進め、人件費の適正化に努める。

4. 職員の人事、能力開発について

【取組の趣旨】

地方分権の進展にともない、政策形成能力、事務遂行能力の一層の向上が求められています。このような時代の要請に応えるため、「人材育成基本方針」に基づき、職員個々の能力開発に取り組むとともに、自己申告制度の充実と人事考課システムの活用と併せ、適材適所の人事管理に努めます。

【取組の目標】

人事考課システムの活用・充実

公平で客観的な基準に基づく人事考課システムの活用方法を検討するなど、職員の意欲向上と充実感高揚につながる人事制度を推進します。

職員研修の充実

地方分権に対応できる専門性、創造性の向上を図る一方、幅広い知識、経験、能力を有する職員を育成するため、人事課研修、職場研修の一層の充実を図り、個性を尊重し、能力を伸ばす研修を実施します。

【実施項目と実施期間】

実施項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(6) 人事制度の見直し	(人事考課試行) 実施		(昇任昇格基準) 実施
	(複線型人事制度) 着手		

【実施項目の説明】

平成15～16年度で人事考課制度を試行し、その結果を元に人事考課制度を導入する時点で、考課結果を活用した昇任・昇格基準づくりを行う。職員の適性を生かし、能力が最大限に発揮されるよう一定の時期にコースを選択し、キャリア形成ができる複線型人事制度の開発に着手する。

(7) 職員研修の充実

経常

【実施項目の説明】

地方分権に対応できる専門性、創造性の向上を図る一方、幅広い知識、経験、能力を有する職員を育成するため、人事研修、職場研修の一層の充実に努める。

5 . 市民満足度の向上について

【取組の趣旨】

経営主体としての行政運営を図る中で自治体運営は、課題対応型から目標達成型へ大きく舵を切る必要があります。そのためにも、あらゆる場面での情報共有と適正な評価の仕組みが求められています。それらのことを基本として、サービスの供給にあたっては、サービスそのものの品質、効率性の確保、職員能力等、質的向上を図り、市民満足度を高めていく取組みを進めます。

【取組の目標】

情報共有の推進

市民の「知る権利」をより保障するため、情報公開制度の運用はもちろんのこと、「広報きしわだ」、「ホームページ」等を通じて、市民に行政情報を積極的に、わかりやすく提供するとともに説明責任を果たしていきます。

また、市民との情報共有を図るとともに、市民の提案・要望等を市政に反映する取組みを強めます。

行政評価システムの充実

市民の視点から事務事業の目的を明確化するとともに、成果の達成状況を把握、評価し、今後の行政運営に反映させ、改善・改革を図ります。



市民サービスの充実・迅速化

行政の窓口サービスを全体的に見直し、ワンストップサービスをはじめ、窓口サービスの多様化、迅速化、総合化等、市民満足度の向上を図ります。

また、身近で総合的にサービスを受けることができるよう、市民センターやサービスセンターでの取扱い事務や諸証明発行の一層の充実に努めます。さらに地域の資源や人材の有機的な連携と有効活用によりサービスの向上を図ります。

【実施項目と実施期間】

実施項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(8) 情報提供の充実	経常		
【実施項目の説明】 情報公開制度の運用、「広報きしわだ」、「ホームページ」等を通じて、市民への積極的な行政情報の提供に努める。			
(9) 行政評価システムの充実	経常		
【実施項目の説明】 事務事業の目標達成状況の把握や個別事業の優先度の判断など、総合計画の進行管理業務との連携や、予算編成システムと関連付けるなど、評価結果をより一層活用していく方途を研究し、システムの充実を図っていく。			
(10) 市民センターのあり方の検討	検討		
【実施項目の説明】 市民のコミュニティ活動が円滑に進められるよう、地域のコミュニティ活動を支援するため、活動の拠点となる施設のコミュニティ・センター機能としての充実を図るための方途を検討する。			
(11) ワンストップサービスの検討	検討		
【実施項目の説明】 窓口サービスの多様化、迅速化、総合化等、市民満足度の向上を図るため、ワンストップサービスを検討する。			
(12) 市税のコンビニ収納	実施		
【実施項目の説明】 納付の利便性の向上を図るため、市税のコンビニ収納を導入する。			

<p>(13) 水道料金のコンビニ収納</p>	<p>実施 </p>		
<p>【実施項目の説明】 納付の利便性の向上を図るため、水道料金のコンビニ収納を導入する。</p>			
<p>(14) 今木配水場の一定時期一般開放</p>	<p>実施 </p>		
<p>【実施項目の説明】 都市化の進展による緑地空間の減少、水道事業の積極的な情報開示等に資するため、水道施設（緑地空間）を一定期間一般開放する。その期間中に、水道事業に関する情報開示と水道に関する相談業務を実施する。</p>			

6 . 市民公益活動との連携について

【取組の趣旨】

市民が取組む公益活動は、福祉・環境・教育・防災等のさまざまな分野での取組みが見られ、地域に限定されたものから全市的なものまで、ボランティアやテーマ型組織、NPOといった形態で行われています。その連携の推進にあたっては、徹底した情報共有のもとに、協働のルールや市内体制の整備、活動拠点の整備等の検討を進めるとともに、その担い手たる人材の育成の支援に努めます。

【取組の目標】

市内体制及び市民活動拠点の整備

市内で市民活動推進を担当する課及び市民活動団体の活動拠点を整備するとともに、行政の協働に対する基本理念や原則についての条例化等の整備に努めます。

協働のルールの確立

【相互理解】 市民と行政が互いに理解し、補い合いながら長所を生かすことによって、より良いサービスを提供します。



【自主性の尊重】 市民がその特性を發揮できるように、市民の自主性を確保します。

【対等な関係】 市民と行政は互いに信頼と協調を重んじ、共通の目的と責任を持つ主体同士として取り組みます。

【目的の明確化】 協働の目的意識を共有し、率直な意見交換を重ねて事業の達成目標や両者の役割分担を明確にします。

【情報の共有】 協働事業を積極的に推進するため、事業の計画段階から情報を提供し、一緒に考えていきます。

【実施項目と実施期間】

実施項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(15) 自治基本条例の制定		実施 	
		(関係法令整備) 着手 	

【実施項目の説明】

行政が住民に大きく関係のある計画や事業について、情報の共有、意見の表明、住民参加、公民協働などといったプロセスを経て、これらを策定、実施する仕組みづくりを「自治基本条例」として制度化する。

また、自治基本条例の制定とともに長期的な視点をもって、本市の条例群を整理し、自治基本条例のもと体系化に努め、行政計画と車の両輪を構成し、政策の民主的・体系的コントロールを図る。

(16) 審議会（附属機関）等の委員の見直し		経常 	


【実施項目の説明】

「岸和田市審議会等の委員の選任に関する指針」に基づき、委員選出の見直しを行っていく。

(17) 岸和田市地球温暖化対策 率先実行計画の推進		着手 	






【実施項目の説明】

市内の率先行動として、電気、ガス、水道、用紙、ガソリンの効率的使用を組織的に取り組み、これらの使用量を、平成18年度までに（対平成13年度比）6%削減する。

(18) 埋立ごみ（陶器類・化粧品 品のビン・ガラス・蛍光灯等）の分別収集		実施 	

【実施項目の説明】

陶器類・化粧品のビン・ガラス・蛍光灯等については、現在、粗大ごみの収集時に収集しているため、可燃ごみと混合して処理しているが、それらを2ヶ月に1回、各町会館等1ヶ所に集積し、埋立ごみとして収集する。

<p>(19) 事業系ごみの減量化の推進</p>	<p>着手</p> 		
<p>【実施項目の説明】</p> <p>事業系ごみの減量を図るため、事業所に対し、パンフレットの配布、立入り調査を実施する。</p> <p>特に事業所に対する立入り調査には、重点を置き、小・中学校・保育所等公共施設から実施に入り、資源となる缶・ビンや紙類の分別排出の指導を強化して、ごみの排出削減を図っていく。</p> <p>平成 15 年度より、多量排出事業所・業種別等順次事業所への立入り調査を実施していく。</p>			
<p>(20) 空き缶等資源回収袋の配付の廃止</p>	<p>実施</p> 		
<p>【実施項目の説明】</p> <p>分別収集の促進を目的に、専用収集袋を配付してきたが、その有効性・必要性について、見直しを行う。</p>			
<p>(21) 一般家庭ごみ無料処理券の削減等の検討</p>	<p>検討</p> 		
<p>【実施項目の説明】</p> <p>無料ごみ処理券のあり方を見直す。</p>			
<p>(22) 市民活動拠点の整備</p>	<p>実施</p> 		
<p>【実施項目の説明】</p> <p>市民活動の会議、交流・情報交換、ネットワーク形成、研修等、総合的な拠点となるよう、既存の公共施設などの活用を図る。</p>			
<p>(23) 公民館管理運営のあり方の検討</p>	<p>検討</p> 		
<p>【実施項目の説明】</p> <p>生涯学習計画との整合性を図りつつ、公民館の管理運営方法について検討する。</p>			

7. 電子自治体構築の推進について

【取組の趣旨】

国の施策動向を的確に把握し、府と府内市町村との連携及び共同取組みを図りながら、広域的なネットワーク化を目指すとともに情報共有、情報提供、情報交換等効率的かつ高度利用を実現することにより、電子自治体の構築を推進します。

また、庁内LANシステムの積極的な活用によって庁内業務の情報化を進めます。

「市民との協働」、「市民の市政への参加」、「その他多様な市民ニーズ」に資するような行政情報提供システムの新たな枠組みを構築します。

行政手続きのオンライン化を目指し電子入札・電子申請等の個別業務システムの導入について、庁内の連携を図りながら調査・研究を行います。

【取組の目標】

電子自治体構築の推進

全庁的に情報化へのレベルアップを図るためにまず、利用したい時に使えるだけのパソコンを早期に整備する。

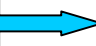
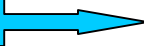


庁内LANの積極的な活用（共有キャビネットや各部課キャビネット）によって庁内業務の情報化を進める。

パソコン研修等によるレベルアップはもちろんのこと、日々の業務の中でこれらを使わざるを得ない環境、仕組みづくりを工夫する。

「市民との協働」、「市民の市政への参加・参画」、「その他多様な市民ニーズ」に資するような行政情報提供システムの新たな枠組みを構築する。

「電子自治体」構築のメニューの一つである電子申請・手続き等の個別業務システム導入について関係各課と連携を図りながら調査・研究を行う。

【実施項目と実施期間】

実 施 項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(24) 戸籍事務の電算化の検討	検討 		
【実施項目の説明】 事務処理時間の大幅な短縮による市民の待ち時間の短縮など、利便性の向上のため、戸籍事務の電算化を検討する。			
(25) 庁内LANの活用	経常 		
【実施項目の説明】 庁内における情報伝達の電子化及び情報の共有化により、事務事業の効率化・高度化を図る。 また、電子自治体実現のための基盤整備と情報処理能力の向上に努める。			
(26) 電子入札システム導入の検討	検討 		
【実施項目の説明】 入札や契約の制度の透明性の向上と事務軽減を図るため、電子化を検討する。			
(27) 電子申請手続きの整備	着手 		
【実施項目の説明】 住民と行政との間で行われる申請・届出等の行政手続きをインターネットによる電子媒体でも可能とする仕組みを構築することにより、住民の利便性の向上を図る。			

8 . 財政の健全化について

【取組の趣旨】

現下の厳しい財政状況への対応を図るとともに、地方分権の推進、少子高齢社会の進展に対応できる財政構造の再構築が必要となっています。当面の収支均衡を保持しつつ、安定した中・長期の財政運営が可能となる財政基盤の確立を図ります。

【取組の目標】

予算編成システムの再構築

分権型社会の実現に向け、庁内分権化を推進し予算編成を進めます。

公債管理のガイドラインの策定

国・地方の厳しい財政状況により、近年地方財政対策としての特例公債が累増しています。また、バブル経済崩壊後の地方単独事業の財源として地方債を活用したため、その現在高は著増しています。後年度の財政負担を軽減させるとともに財政構造の弾力性を高めるため、公債残高の逡減を図ります。

受益と負担の公平・公正化

行政が関わる範囲は、市民ニーズの多様化とともに拡大してきました。限られた財源で、すべての市民ニーズに対応することが困難な現状では、行政が関わる範囲を明らかにする必要があります。行政が提供するサービスに対して受益と負担の関係を整理し、負担水準の適正化を図ります。

また、限られた財源で、市民の満足度を高める良質な行政サービスを提供できるよう、事務事業の執行方法がコストや効果の観点から最適であるかどうかを検討し、最も有効なサービスの提供手法を推進します。







計画的な財政運営

企画、財政、事業の各部門が緊密な連携のもと、行政評価システム等の活用をはかり、施策・事務事業の優先順位を検討のうえ、中・長期の視点に立った財政運営に努めます。

【実施項目と実施期間】

実施項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(28) 庁内の権限移譲の推進	経常		
【実施項目の説明】 各部課への分権を進め、各部課の責任で迅速に合理的に意思決定できる環境の整備に努める。			
(29) 予算編成システムの再構築	実施		
【実施項目の説明】 予算編成における庁内分権を推進するため、主管部局への枠配分等を実施する。			
(30) 公債管理ガイドラインの策定	実施		
【実施項目の説明】 後年度の財政負担を軽減させるとともに財政構造の弾力性を高めるため、公債残高の逡減を図る。			
(31) 中・長期財政計画の策定	実施		
【実施項目の説明】 企画、財政、事業の各部門が緊密な連携のもと、行政評価システム等の活用を図り、施策・事務事業の優先順位を検討のうえ、中・長期の視点に立った財政運営を図る。			
(32) 企業会計・特別会計への繰出基準の見直し	実施		
【実施項目の説明】 独立採算の原点に立ち返り、企業会計及び特別会計への繰出基準を見直す。			
(33) 駐車場の有料化	実施		
【実施項目の説明】 受益と負担の公平・公正化の観点から、来庁者用駐車場等の有料化を図る。			
(34) 市税前納報奨金の廃止	実施		
【実施項目の説明】 前納報奨金制度は、必ずしも徴収率の向上につながらず、存続意義が薄れているので廃止する。			

(35) 保険医療施設（家屋・償却資産）の医療減免の廃止	実施		
【実施項目の説明】 減免の必要性が薄れているので廃止する。			
(36) 公有財産の使用料の見直し	実施		
【実施項目の説明】 経済状況に応じた賃借料の見直しを図る。			
(37) 補助金等の見直し	経常		
【実施項目の説明】 補助事業については、補助目的を精査し、事業補助金への転換を図るとともに、負担事業については、その要否及び程度を見直す。			
(38) 保有地の処分	経常		
【実施項目の説明】 保有地処分等検討委員会の答申に基づき、売却可能と判断された物件を売却する。			
(39) 岸和田駅市民サービスコーナーの見直し	実施		
【実施項目の説明】 岸和田駅市民サービスコーナーのあり方について、サービスコーナー業務の廃止も含めて見直しを行う。			
(40) 市営葬儀の一部委託化の実施	検討	実施	
【実施項目の説明】 生活様式や地域コミュニティの変化など、業者葬の利用率が高く市営葬儀が減少傾向にあることから、効率的な事業運営を図るため、可能な限り民間活力を導入する。			
(41) ごみ収集の民間委託化方途の検討	検討		
【実施項目の説明】 一般家庭ごみは、一部直営で収集してきたが、全部を民間委託する方途について検討する。			

<p>(42) 公立保育所のあり方の検討</p>	<p>検討</p> 		
<p>【実施項目の説明】</p> <p>現在、多様な保育サービスの推進や地域の子育て支援サービスに対する地域ネットワークの構築が求められている。</p> <p>今後、公立保育所がどのような役割を担っていくのかを明確にし、民間委託も視野に入れた整備計画を検討する。</p>			
<p>(43) (財)岸和田市公園緑化協会のあり方の検討</p>	<p>検討</p> 		
<p>【実施項目の説明】</p> <p>公園緑化協会の運営体制について、見直しを行うとともに、業務の委託化の推進や収益事業の拡大を検討する。</p>			
<p>(44) 総合体育館の管理運営の見直し</p>	<p>実施</p> 		
<p>【実施項目の説明】</p> <p>より効率的な管理運営を行うため、組織及び体制を見直す。</p>			
<p>(45) 民間賃貸住宅補助事業の休止</p>	<p>実施</p> 		
<p>【実施項目の説明】</p> <p>全庁的な事務事業の見直しにより休止する。</p>			
<p>(46) 病院給食の業務委託の拡大検討</p>	<p>検討</p> 		
<p>【実施項目の説明】</p> <p>病院給食の業務体制の見直しを行い、委託の拡大を検討する。</p>			
<p>(47) 学校・園委託業務の見直し</p>	<p>実施</p> 		
<p>【実施項目の説明】</p> <p>委託業務について、費用対効果、有効性、必要性等について吟味し、見直しを行う。</p>			

(48) 小学校給食のあり方の検討	検討		
【実施項目の説明】 経費の効率的な運用について検討する。			
(49) 市民プール運営事業の見直し	実施		
【実施項目の説明】 効率性、経済性の観点から、市民プールの運営方法を見直す。			
(50) 鴨田池グラウンドのあり方の検討	検討		
【実施項目の説明】 費用対効果も考えた今後のあり方を検討する。			
(51) プラネタリウム投影事業のあり方の検討	検討		
【実施項目の説明】 教育学習としての投影を除く一般向け投影について、効率的な事業運営を図るため、事業のあり方を検討する。			
(52) 未利用エネルギーの有効活用	実施		
【実施項目の説明】 流木配水場に小水力発電設備を設置し、未利用エネルギーを有効活用する。			
(53) 公共工事コストの縮減	経常		
【実施項目の説明】 これまで実施してきた直接的な工事コストの低減に加え、岸和田市工事調整会議の活性化を図り、総合的なコスト縮減に努める。			

9 . 広域行政の推進について

【取組の趣旨】

広域的な課題については、一部事務組合、広域連合等、関係機関との十分な協議の上、効果的・効率的な方途を検討します。また、合併についても喫緊の課題として研究検討していきます。

【取組の目標】

広域的課題の抽出

岸和田市だけの対応では限界があり、非効率的である広域的課題の抽出を経常的に進めます。

広域的課題への対応

抽出した広域的課題を解決するための手法や時期を検討します。

市町村合併の検討

市町村合併は、広域的課題を解決する広域行政の中の1つの選択肢と捉え検討します。


【実施項目と実施期間】

実施項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(54) 広域的課題の抽出及び対応	経常		

【実施項目の説明】

広域的課題の抽出及び対応のため、各種広域協議会に参画し、協議を行っていく。

【実施項目の説明】

(55) 市町村合併の検討	検討		
<p>【実施項目の説明】 市町村合併の効果やデメリットの検証、将来ビジョンの策定などを検討する。</p>			

10 . 改革課題の追加について

【取組の趣旨】

新行財政改革での実施項目は、「1 . 事務事業について～9 . 広域行政の推進について」に掲げる項目のほか、必要な改革課題を、随時、実施計画に掲げて取り組みます。

【取組の目標】

「診断カルテ対象事業一覧」(次頁)について、診断カルテ等を実施し、その結果に基づいて事業のあり方や進むべき方向を再検討した上で、行財政改革の実施項目として追加します。

平成15年10月1日追加

【実施項目の説明】

実施項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(56) 自転車等駐車場維持管理事業の見直し	実施		
【実施項目の説明】 自転車等駐車場のあり方について検討し、維持管理に要する費用の削減を図る。			
(57) 誕生証書の贈呈事業の見直し	実施		
【実施項目の説明】 子供の誕生を祝し、記念品を贈呈する事業であるが、家族や地域で出来る分野であり、行政が関与しなくても民間で類似サービスが供給されているので、廃止も視野に入れ見直す。			
(58) 生きがい活動支援通所事業の見直し	実施		
【実施項目の説明】 セーフティネットの観点や老人保健福祉計画との整合、利用者への配慮等を十分勘案のうえ、廃止も視野に入れ見直す。			

主な診断カルテ対象事業一覧

ここに掲載している診断カルテ対象事業の中には、すでに、「１．事務事業について ～ ９．広域行政の推進について」の実施項目として取り上げられているものもあります。

平成15年6月30日現在

NO	担当課	診断カルテ対象事業名
1	広報公聴課	「広報きしわだ」の発行事業
2	広報公聴課	CATV番組制作事業
3	広報公聴課	行政相談事業
4	広報公聴課	交通事故相談事業
5	広報公聴課	市民相談事業
6	広報公聴課	人権相談事業
7	広報公聴課	法律相談事業
8	広報公聴課	司法書士相談事業
9	広報公聴課	総合市民相談事業
10	広報公聴課	インターネット情報発信事業
11	広報公聴課	市勢要覧発刊事業
12	企画課	中心市街地活性化事業の推進・支援事業
13	企画課	市民フェスティバル開催の支援事業
14	文化国際課	プラネタリウム事業
15	文化国際課	文化祭事業
16	文化国際課	市展事業
17	文化国際課	国際交流事業
18	コスモ推進室	コスモポリス地域整備推進事業
19	総務管財課	来庁者用駐車場管理業務
20	自治振興課	コミュニティリーダー研修会開催事業
21	自治振興課	市民派遣事業「広島への平和バス」
22	自治振興課	非核平和資料展の開催事業
23	自治振興課	きしわだ女性プラン推進事業
24	自治振興課	女性の国内外研修派遣事業
25	自治振興課	女性問題に関する啓発事業
26	自治振興課	ボランティア活動促進事業
27	自治振興課	女性センターの管理運営事業
28	自治振興課	男女平等参画推進事業
29	自治振興課	能力開発就業支援事業
30	自治振興課	女性のからだ・健康維持事業

31	自治振興課	文化・創作・交流事業
32	自治振興課	女性センターまつり事業
33	自治振興課	館外事業
34	自治振興課	グループ活動・交流支援事業
35	自治振興課	情報の収集・提供事業
36	自治振興課	相談事業
37	自治振興課	「消費者相談事業」 消費者相談の受付処理 消費生活情報体制の整備 地域相談員の設置
38	自治振興課	「消費者啓発事業」 市民消費生活学校の開催 消費者月間記念講演会の開催 消費者センタニュース「くらしめーる」の発刊
39	自治振興課	物価対策事業 消費者感謝デーの実施
40	自治振興課	「消費者団体育成事業」 消費者団体への助成 消費生活モニターの設置 不用品交換即売会の開催 フリーマーケットの開催
41	市民課	誕生証書の贈呈事業
42	市民課	葬儀事業
43	東岸和田市民センター	東岸和田市民センター管理運営事業(貸館事業)
44	東岸和田市民センター	東岸和田市民センター管理運営事業(図書館事業)
45	東岸和田市民センター	東岸和田市民センター講座運営事業(自主企画事業)
46	山直市民センター	山直市民センタ - 管理運営事業 貸館事業
47	山直市民センター	山直市民センタ - 管理運営事業 図書館事業
48	山直市民センター	山直市民センタ - 講座運営事業 (自主企画事業)
49	春木市民センター	春木市民センター管理運営事業(貸館事業)
50	春木市民センター	春木市民センター管理運営事業(図書館事業)
51	春木市民センター	春木市民センター講座運営事業(自主企画事業)
52	保険年金課	健康まつり関連事業
53	保険年金課	年金相談実施事業
54	人権推進課	人権を守る作品展開催事業
55	人権推進課	啓発用機関紙「人の輪」発行事業
56	人権推進課	校区別人権問題研修会開催事業
57	人権推進課	人権問題専門講座開催事業
58	人権推進課	「人権を考える市民の集い」開催事業
59	環境保全課	ダイオキシン類調査委託事業

60	環境保全課	大気汚染常時監視測定事業
61	環境保全課	地下水汚染判明時の周辺調査事業
62	環境保全課	事業所排水等水質分析調査事業
63	環境保全課	主要河川の水質環境調査事業
64	環境保全課	生活排水対策実践活動事業
65	環境保全課	悪臭物質の分析調査事業
66	環境保全課	環境騒音測定調査事業
67	環境保全課	公共用水域の環境基準点及び地下水の水質調査事業
68	環境保全課	航空機騒音測定調査事業
69	環境保全課	ベンゼン濃度測定調査事業
70	環境保全課	里山保全事業
71	環境保全課	環境学習推進事業
72	環境保全課	環境パートナーシップ促進事業
73	環境保全課	国定公園区域内ごみ投棄防止事業
74	環境保全課	自然環境保護推進事業
75	環境整備課	まちを美しくする市民運動推進事業
76	環境整備課	一般ゴミの収集事業
77	環境整備課	し尿収集事業
78	廃棄物減量推進課	ごみ減量化事業
79	廃棄物減量推進課	廃棄物の資源化・リサイクル化促進事業
80	廃棄物減量推進課	廃棄物の発生抑制事業
81	高齢障害福祉課	老人ホームヘルプサービス事業
82	高齢障害福祉課	障害者団体の育成事業
83	高齢障害福祉課	福祉総合センター講座の開催事業
84	高齢障害福祉課	福祉総合センター管理運営事業
85	高齢障害福祉課	身体障害者自立支援事業
86	高齢障害福祉課	重度障害者(児)介護人の派遣事業
87	高齢障害福祉課	手話通訳者の派遣事業
88	高齢障害福祉課	要約筆記者の派遣
89	高齢障害福祉課	障害者(児)レクリエーション等の実施事業
90	高齢障害福祉課	精神障害者ボランティア支援事業
91	高齢障害福祉課	障害者の啓発事業
92	高齢障害福祉課	精神障害者生活支援センター事業
93	高齢障害福祉課	精神障害者居宅生活支援事業
94	高齢障害福祉課	高齢者ふれあいセンター朝陽等管理運営事業
95	高齢障害福祉課	在宅福祉サービス事業
96	高齢障害福祉課	在宅福祉サービス事業
97	高齢障害福祉課	在宅福祉サービス事業
98	高齢障害福祉課	シルバーハウジング運営事業

99	高齢障害福祉課	岸和田サンアビリティーズ運営事業
100	高齢障害福祉課	障害者(児)福祉のしおり作成事業
101	高齢障害福祉課	地域福祉の推進事業
102	健康推進課	老人集会所管理委託事業
103	健康推進課	老人友愛訪問活動助成事業
104	健康推進課	金婚をお祝いする会開催事業
105	健康推進課	高齢者趣味の作品展開催事業
106	健康推進課	無料入浴サービス実施事業
107	介護保険課	介護相談員派遣事業
108	介護保険課	介護保険制度普及事業
109	児童育成課	放課後児童育成事業
110	児童育成課	ファミリー・サポート事業
111	保育課	乳幼児発達相談事業
112	保育課	市立保育所管理運営事業
113	保育課	地域子育て支援事業
114	保育課	障害児保育の充実事業
115	保育課	市立保育所健康管理事業
116	保育課	民間保育所入所委託事業
117	保育課	母子生活支援施設入所事業
118	保育課	助産施設入所事業
119	保育課	いながわ療育園管理運営事業
120	保育課	いながわ療育園の外来診療事業
121	保育課	パピースクール管理運営事業
122	商工観光課	勤労者互助会事業
123	商工観光課	労働相談事業
124	商工観光課	勤労者ハンドブック発行事業
125	商工観光課	労働講座開催事業
126	商工観光課	労働会館管理運営事業
127	商工観光課	高年齢者職業相談事業
128	商工観光課	雇用対策推進事業
129	商工観光課	職業能力開発事業
130	商工観光課	珠算競技大会等開催事業
131	商工観光課	商工祭開催事業
132	商工観光課	産業フェア開催事業
133	商工観光課	商工相談等事業
134	商工観光課	産業会館管理運営事業
135	商工観光課	観光振興委託事業
136	商工観光課	観光案内委託事業
137	商工観光課	だんじり会館管理運営事業

138	商工観光課	市営駐車場管理事業
139	商工観光課	観光宣伝事業
140	商工観光課	五風荘管理運営事業
141	商工観光課	まちづくりの館管理運営事業
142	商工観光課	牛滝温泉やすらぎ荘運営事業
143	農林水産課	農業まつり事業
144	農林水産課	岸和田市耕地事業
145	農林水産課	八木山直地区ほ場整備事業
146	農林水産課	ほ場整備事業
147	農林水産課	パイプライン事業
148	農林水産課	遊歩道事業
149	農林水産課	団体営ため池整備事業
150	農林水産課	貸農園管理事務事業
151	農林水産課	有真香会館管理事務事業
152	農林水産課	大沢山荘管理事務事業
153	農林水産課	水稻種子確保対策事業
154	農林水産課	青果物集団産地の育成事業
155	農林水産課	農作物の展示ほの設置事業
156	農林水産課	野菜の採種事業
157	農林水産課	優良花き種苗の共同導入事業
158	農林水産課	契約栽培委託事業
159	農林水産課	ゲンジホテル観賞会等委託事業
160	農林水産課	畜産振興事業
161	農林水産課	林業団体育成事業
162	農林水産課	間伐実施事業
163	農林水産課	枝打実施事業
164	農林水産課	造林実施事業
165	農林水産課	農業集落排水整備工事
166	港湾振興室	阪南2区企業誘致推進事業
167	港湾振興室	阪南2区余熱利用施設推進事業
168	港湾振興室	優良建築物住宅供給事業
169	港湾振興室	優良建築物空地等整備事業
170	道路交通課	コミュニティバス事業
171	道路交通課	道路維持事業
172	道路交通課	個性豊かな道路空間城周辺整備事業
173	道路交通課	歴史のみち・歴史をめぐる遊歩道整備事業
174	道路交通課	交通安全運動推進事業
175	道路交通課	自転車駐車対策事業
176	道路交通課	自転車等駐車場維持管理事業

177	道路交通課	自動車駐車対策事業
178	道路交通課	岸和田市民間駐車場整備促進事業
179	道路交通課	自転車等駐車場整備事業
180	都市計画課	歴史的町並み保全・活用事業
181	都市計画課	都市計画マスタープラン推進事業
182	都市計画課	緑住まちづくり事業
183	都市計画課	南海本線連立延伸推進及び周辺整備事業
184	都市計画課	岸和田駅周辺地区市街地整備事業
185	都市計画課	泉州山手線早期事業化
186	都市計画課	都市景観形成推進事業
187	建設指導課	細街路整備事業
188	建設指導課	まちづくりのための市民講座開催事業
189	建設指導課	特殊建築物定期報告事務委託事業
190	建設指導課	建築物防災週間実施事業
191	建設指導課	既存建築物耐震診断改修事業
192	公園緑地課	市営墓地整備事業
193	公園緑地課	大門公園整備事業
194	公園緑地課	大路公園整備事業
195	公園緑地課	千亀利公園整備事業
196	公園緑地課	中央公園整備事業
197	公園緑地課	宮の池公園整備事業
198	公園緑地課	公園施設改修事業
199	公園緑地課	久米田公園整備事業
200	公園緑地課	中央公園施設改修事業
201	市民病院	救急医療体制の充実事業
202	市民病院	高度医療、専門外来診療の充実事業
203	(水道)営業課	検針事業
204	(水道)総務課	「水資源啓発事業」 水の週間実施事業 水道週間実施事業 1つの事業として評価
205	(水道)浄水課	集中監視業務
206	(水道)工務課	給水戸番函修正事業
207	議会事務局	議会報作成事業
208	(教育)総務課	語学指導外国青年招致事業
209	学校教育課	自然教室推進事業
210	学校教育課	障害児援助事業
211	生涯学習課	文化祭祝典事業
212	生涯学習課	生涯学習情報誌発行事業

213	生涯学習課	学校開放支援事業
214	生涯学習課	生涯学習講座支援事業
215	生涯学習課	年輪のつどい事業
216	生涯学習課	出前講座実施事業
217	生涯学習課	PTA活動事業
218	生涯学習課	フレンドシップコンサート開催事業
219	生涯学習課	障害者学級事業
220	生涯学習課	教育キャンプ場運営事業
221	生涯学習課	少年教室事業
222	生涯学習課	リーダー養成事業
223	生涯学習課	こども会活動養成事業
224	生涯学習課	青年団活動事業
225	生涯学習課	青少年指導員活動事業
226	生涯学習課	こども会指導者活動事業
227	生涯学習課	非行防止啓発事業
228	生涯学習課	成人式開催事業
229	生涯学習課	小田原市との交流事業
230	生涯学習課	公民館まつり開催運営事業
231	生涯学習課	阪南地域連携事業
232	生涯学習課	貸館備品貸出し・施設利用促進事業
233	生涯学習課	市立公民館管理運営事業
234	生涯学習課	各地区公民館管理運営事業
235	生涯学習課	高齢者大学開設運営事業
236	生涯学習課	女性学級開設運営事業
237	生涯学習課	家庭教育学級開設運営事業
238	生涯学習課	自主学習グループ開設事業
239	生涯学習課	地区館講座開催事業
240	生涯学習課	子育てサロン実施事業
241	生涯学習課	自主活動団体育成助成事業
242	生涯学習課	利用促進講座集会等実施事業
243	生涯学習課	夏期大学開設運営事業
244	生涯学習課	生活課題文化教養講座実施事業
245	生涯学習課	子育て支援講座実施事業
246	生涯学習課	普遍的課題講座実施事業
247	生涯学習課	障害者向け社会教養講座実施事業
248	生涯学習課	T講座等実施事業
249	生涯学習課	人材登録養成事業
250	生涯学習課	公民館文庫活動奨励事業
251	生涯学習課	道しるべ編集発行事業

252	生涯学習課	公民館保育事業
253	生涯学習課	青少年会館等管理運営事業
254	スポーツ振興課	学校体育施設開放事業
255	スポーツ振興課	市民体育大会等のスポーツ事業の展開
256	スポーツ振興課	スポーツ少年団育成事業
257	スポーツ振興課	市民スポーツカーニバル開催事業
258	スポーツ振興課	市民ゲートボール大会開催事業
259	スポーツ振興課	泉州国際市民マラソン事業
260	スポーツ振興課	スポーツ施設情報システム事業
261	スポーツ振興課	スポーツ教室の開設事業
262	スポーツ振興課	スポーツ施設の運営及び整備
263	郷土文化室	文化財冊子発行事業
264	郷土文化室	埋蔵文化財発掘調査事業
265	郷土文化室	和泉葛城山ブナ林保全整備事業
266	郷土文化室	ブナ林保存事業
267	郷土文化室	無形文化財保存事業
268	郷土文化室	社寺林保存事業
269	郷土文化室	濱田青陵賞事業
270	郷土文化室	特別展等開催事業
271	郷土文化室	市史発刊事業
272	郷土文化室	特別展示等開催事業
273	郷土文化室	自然資料館普及・企画事業
274	図書館	図書館行事の実施事業
275	図書館	図書館障害者サービスの実施事業
276	図書館	図書館ボランティアの育成事業
277	産業高校	高等学校市民公開講座事業
278	産業高校	高等学校教育振興事業
279	予防課	防火管理者の養成・育成事業
280	予防課	火災予防協会の育成事業

・ 診断カルテ・診断基準の解説

- (A) 行政サービスの公共性診断カルテ
公共性の診断基準の解説と得点表
- (B) 行政関与の妥当性診断カルテ
行政関与の妥当性の診断基準の解説と得点表
- (C) 実施主体の妥当性診断カルテ
実施主体の妥当性の診断基準の解説と得点表
- (D) 受益者負担の妥当性診断カルテ
受益者負担の妥当性の診断基準の解説と得点表

(A) 行政サービスの公共性診断カルテ

所属課	
行政サービス名	

公共性の診断基準

	診断基準	診断		結果		得点表	
		はい	いいえ	公益	必需	公益	必需
1	誰でもそのサービスを受けることができる					+ 1	0
2	一定の条件を満たさなければ、そのサービスを受けることができない					- 1	0
3	個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの恩恵・利益を受ける					+ 1	0
4	個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの受益機会や質・量が損なわれる					- 1	0
5	市民生活にとって必要不可欠なサービス					+ 1	+ 1
6	市民の大部分が利用しているサービス					+ 1	+ 1
7	サービス供給の対象者が減少している					- 1	- 1
8	サービスのニーズや実施意義が希薄化している					0	- 1
9	地域社会全体の活性化につながるサービス					+ 1	0
10	都市機能の拡大にかかわるサービス					+ 1	0
11	市民生活のさらなる利便性向上にかかわるサービス					0	- 1
12	特定の個人又は集団の利便性向上につながるサービス					- 1	- 1
13	市民の権利保護にかかわるサービス					0	+ 1
14	社会的・経済的弱者を対象としたサービス					- 1	+ 1
15	社会保障を目的として供給するサービス					0	+ 1
16	特定分野の個人的趣味や娯楽に属するサービス					- 1	- 1

公益性・共同消費性と私益性・個人消費性の診断、必需性と選択性の診断			+ 6	+ 5
			- 6	- 5
公益性と必需性による公共性の診断結果			± 0	± 0

公共性診断の座標

		必需性					
私益性・個人消費性	第2象限： 必需性 / 私益性・個人消費性	第1象限： 必需性 / 公益性・共同消費性					公益性・共同消費性
		+ 5					
	- 6 - 3	+ 3	0	+ 3	+ 6		
		第3象限： 選択性 / 私益性・個人消費性					
		第4象限： 選択性 / 公益性・共同消費性					
		選択性					

公共性の診断基準の解説と得点表

	診断基準の解説	具体例	得点表	
			公益か私益か 共同消費性が 個人消費性が	必需か 選択か
1	<p>誰でもそのサービスを受けることができる</p> <p>誰でも平等に、無条件にサービスを受けることができるのであれば「はい」と答えてください。有料・無料は考慮しないでください。</p> <p>例えば、義務教育の場合、その年齢にならないとそのサービスを受けられません。誰もが一度はその年齢になるので、誰でもそのサービスを受けることができると判断し、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。</p>	道路、公園、水道、下水道、広報紙、各種刊行物、体育館、公民館、義務教育、成人式、図書館、市民病院	+ 1	0
2	<p>一定の条件を満たさなければ、そのサービスを受けることができない</p> <p>所得、家族形態、特定の業種・団体・地域等、ある一定の条件を満たさなければそのサービスを受けることができない。実質的に特定の個人又は集団だけがサービスを受けることができる。そうであれば、「はい」と答えてください。</p> <p>例えば、市営住宅は、所得が高すぎたり、単身ではサービスを受けることができないので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。</p>	保育所、児童手当等各種手当、補助金・助成金、市営住宅、チビッコホーム	- 1	0
3	<p>個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの恩恵・利益を受ける</p> <p>ある個人又は集団がサービスを受けることにより、第三者の利便性を向上させたり、具体的な利益を与えたり、安心感を与えたり、間接的に何らかの恩恵・利益を与えるものであれば、「はい」と答えてください。</p> <p>例えば、市営駐輪場は、自転車の利用者が直接利益を受けるが、放置自転車がなくなり、周辺の通行がしやすくなる等、他の住民も恩恵を受けると考えられるので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益か私益かの視点で判断してください。</p>	市営駐輪場、大学誘致、企業誘致、ボランティア活動促進事業	+ 1	0
4	<p>個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの受益の機会や質・量が損なわれる</p> <p>ある個人又は集団がサービスを受けることにより、第三者の受益の機会やサービスの質・量の低下を招いたり、一定期間占有するということにより、直接的、間接的に何らかの受益の機会や質・量が損なわれるものであれば、「はい」と答えてください。</p> <p>例えば、誰かがグラウンドを占有使用することによって、他の人が使えなくなるので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益か私益かの視点で判断してください。</p>	公民館、グラウンド、保育所、体育館、浪切ホール	- 1	0
5	<p>市民生活にとって必要不可欠なサービス</p> <p>不特定多数の市民生活を支える上で、なくてはならないサービス（生存権にかかわるもの）これがないと日々の生活を維持できないものであれば、「はい」と答えてください。</p> <p>例えば、ライフラインの整備は、市民生活にとってなくてはならないものなので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益か私益かの視点で判断してください。</p>	水道、道路、ごみ収集、公共下水道	+ 1	+ 1

6	住民の大部分が利用しているサービス	ごみ収集、水道、道路、公共下水道、市民センター、地区公民館	+ 1	+ 1
	<p>サービスの内容を問わず、老若男女を問わず、大部分の人がそのサービスを実際に利用しているものであれば、「はい」と答えください。市全体の施設であれば、市民の大部分が、地域の施設であれば、地域住民の大部分が利用しているものです。</p> <p>例えば、本市では公共下水道が普及しているため、市民の大部分の人が利用していると考えられるため、「はい」と答えます。</p> <p>例えば、市民センターは、市民の大部分が利用しているとはいえないが、その地域の人の多くが利用していると考えられるため、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。</p>			
7	サービス供給の対象者が減少している	家畜診療所	- 1	- 1
	<p>サービスの対象者が実際に減少しているものであれば、「はい」と答えください。</p> <p>例えば、家畜診療所は、対象となる酪農家や養鶏家が減少しているため、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。</p>			
8	サービスのニーズや実施意義が希薄化している	市営葬儀、し尿汲取り	0	- 1
	<p>社会情勢や市民ニーズの変化、また民間参入が一般的かつ大半を占めている等によって、そのサービスを実施する意義が薄れているもの、また実際に利用者が減少しているものであれば、「はい」と答えください。</p> <p>例えば、葬儀事業は民間でも盛んに行われ、市営葬儀を実施する意義が希薄化しているため、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益が私益かの視点で判断してください。</p>			
9	地域社会全体の活性化につながるサービス	市民センター、地区公民館、ボランティア団体の支援	+ 1	0
	<p>そのサービス（ソフト面）が供給されたことにより、地域社会全体の活性化、住民自治の促進につながるような効果があると思われるものであれば、「はい」と答えください。</p> <p>例えば、地区公民館の事業を展開することにより、地域活動を促進し、地域社会が活性化すると考えられるので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益が私益かの視点で判断してください。</p>			
10	都市機能の拡大にかかわるサービス	下水道、道路、公園、東岸和田駅前再開発	+ 1	0
	<p>その施設や設備等（ハード面）があることにより、都市が持つ機能が拡大すると思われるものであれば、「はい」と答えください。</p> <p>例えば、公園ができたことにより、防災公園にも利用でき、都市機能が拡大したと考えられるので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益が私益かの視点で判断してください。</p>			
11	市民生活のさらなる利便性向上にかかわるサービス	ローズバス、岸和田市公式ホームページ	0	- 1
	<p>現状でも市民生活を維持できるが、そのサービスがあることによって、さらに利便性が向上するものであれば、「はい」と答えください。</p> <p>例えば、ローズバスができたことにより、公共施設を巡回しやすくなったので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは公益が私益かの視点で判断してください。</p>			
12	特定の個人又は集団の利便性向上につながるサービス	農業会館、心技館	- 1	- 1
	<p>特定の個人又は集団が利用又は使用することでその利便性向上につながるサービスであれば、「はい」と答えください。</p> <p>例えば、心技館は剣道や柔道等の武道のために特定のものが使用する施設なので、「はい」と答えます。</p> <p>ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。</p>			

13	市民の権利保護にかかわるサービス	消費者センター、 無料法律相談	0	+ 1
	そのサービスの目的が、市民の権利保護にかかわるものであれば、「はい」と答えてください。 例えば、法律相談を無料で受けられることは、市民の様々な権利を保護すると考えられるので、「はい」と答えます。 ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。			
14	社会的・経済的弱者を対象としたサービス	パピースクール、 いながわ療育園、 福祉センター、 (生活保護)	- 1	+ 1
	そのサービスの目的が、社会的・経済的弱者を対象としたものであれば、「はい」と答えてください。 (例えば、生活保護は、社会的・経済的弱者を対象としたものなので、「はい」と答えます。) ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。			
15	社会保障を目的として供給するサービス	(国民健康保険、 介護保険)	0	+ 1
	そのサービスが、公的扶助、老人医療、社会福祉等の社会保障を目的としたものであれば、「はい」と答えてください。 (例えば、介護保険は上記の社会保障と考えられるので、「はい」と答えます。) ここでは公益か私益かの視点で判断してください。			
16	特定分野の個人的趣味や娯楽に属するサービス	公民館等の各種 講座、弓道場、ス ポーツ教室	- 1	- 1
	個人的な趣味や娯楽に属するサービスで、特定の分野に偏ったものであれば、「はい」と答えてください。 例えば、公民館の各種講座は、個人的な趣味や娯楽に属するものなので、「はい」と答えます。 ここでは共同消費性が個人消費性かの視点で判断してください。			
		診断値	+ 6	+ 5
			- 6	- 5

(B) 行政関与の妥当性診断カルテ

行政関与の妥当性診断カルテ (- 4 診断値 4)

	診断基準	診断		結果	得点表 はいの場合
		はい	いいえ		
1	当該サービスが社会保障の機能を果たしているもの				+ 1
2	サービスの立案・形成に関するもの				+ 1
3	当該サービスと実施結果が類似するサービスが行政内に存在するもの				- 1
4	民間類似サービスで相応の実績があり、十分な供給ができるもの				- 1
5	自助・共助で対応可能であるもの				- 1
6	法律等の基準を超えたレベルでのサービスを提供しているもの				- 1
7	本市条例により関与が定められているもの				+ 1
8	市の資源を有効活用するもの				+ 1
				診断結果	

行政関与の妥当性の診断基準の解説と得点表

	診断基準の解説	得点表 はいの場合
1	当該サービスが社会保障の機能を果たしているもの 当該サービスが、公的扶助、老人医療、社会福祉等の社会保障の機能を果たしているものであれば、「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	+ 1
2	サービスの立案・形成に関するもの 当該サービスの実施主体に関わらず、サービス内容の立案や形成に寄与するものであれば、「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	+ 1
3	当該サービスと実施結果が類似するサービスが行政内に存在するもの 当該サービスの実施結果と類似するサービスが行政内に存在するものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	- 1
4	民間類似サービスで相応の実績があり、十分な供給ができるもの 当該サービスの供給者が民間に存在し、供給を十分満足できるものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	- 1
5	自助・共助で対応可能であるもの 当該サービスの内容が、家族や地域での小さな単位で解決可能なものであれば、「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	- 1
6	法律等の基準を超えたレベルでのサービスを提供しているもの 当該サービスが法律等で定められた基準を超えたものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	- 1
7	本市条例により関与が定められているもの 市の独自のまちづくりを推進するために、条例により政策的基本方針や推進方法等の関与が定められているものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。ただし、施設等の管理・運営を目的とした条例は除きます。	+ 1
8	市の資源を有効活用するもの 当該サービスが本市の有する産業、人的資源、有形・無形資産を有効活用するものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。(例)ほたる祭、ブナ林保存、土生鼓踊り、地域人材活用事業など。	+ 1

(C) 実施主体の妥当性診断カルテ

実施主体の妥当性診断カルテ (- 4 診断値 4)

	診断基準	診断		結果	得点表
		はい	いいえ		はいの場合
1	他に実施主体のない事業				+ 1
2	緊急災害対策等に関する事業				+ 1
3	市民との協働の推進を目的とした事業				+ 1
4	外部委託により市民参加と自治意識の向上が図れる事業				- 1
5	外部委託を行っても、そのサービスの質の維持又は向上が図れる事業				- 1
6	民間におけるノウハウ・専門知識・技術等が必要とされる事業				- 1
7	マニュアル等により定型化可能な事業				- 1
8	行政でなければ入手困難な情報又は個人情報に関する事業				+ 1
				診断結果	

実施主体の妥当性の診断基準の解説と得点表

	診断基準の解説	得点表
		はいの場合
1	他に実施主体のない事業 民間等において供給不可能なもので、市が直接実施しなければならない事業であれば、「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	+ 1
2	緊急災害対策等に関する事業 災害対策、防災及び消防、救急等で、当該事業がなければ、市民の生命・財産に大きな被害を及ぼす恐れのあるものであれば、「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	+ 1
3	市民との協働の推進を目的とした事業 当該事業が、市民とのパートナーシップ確保に直接または密接につながるものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	+ 1
4	外部委託により市民参加と自治意識の向上が図れる事業 当該事を外部に委託することにより、住民自治の高揚を図ることが期待できるものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	- 1
5	外部委託を行っても、そのサービスの質の維持又は向上が図れる事業 当該事業を外部委託した場合も、そのサービスの質が低下しない、又は向上に資することが期待できるものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	- 1
6	民間におけるノウハウ・専門知識・技術等が必要とされる事業 当該事業の執行において、民間のノウハウ、専門知識、技術等を必要とするものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	- 1
7	マニュアル等により定型化可能な事業 当該事業が、業務マニュアル等により定型化が可能なものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	- 1
8	行政でなければ入手困難な情報又は個人情報に基づく事業 当該事業の執行が、行政以外では入手困難な情報又は個人情報に関するものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と答えてください。	+ 1

(D) 受益者負担の妥当性診断カルテ

受益者負担の妥当性診断カルテ (0 診断値 5)

	診断基準	診断		結果	得点表
		はい	いいえ		はいの場合
1	個人又は集団により利用量・頻度が異なるサービス				+ 1
2	特定の個人又は集団が直接受けるサービス				+ 1
3	乱用防止等のため受益者負担による抑制効果が必要なサービス				+ 1
4	特定の個人又は集団の利便性向上につながるサービス				+ 1
5	特定分野の個人的趣味や娯楽に属するサービス				+ 1
				診断結果	

受益者負担の妥当性の診断基準の解説と得点表

	診断基準の解説	得点表
		はいの場合
1	個人又は集団により利用量・頻度が異なるサービス 個人又は集団により、当該サービスの利用量・頻度が異なるものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。	+ 1
2	特定の個人又は集団が直接受けるサービス サービスの供給の内容に係らず、当該サービスを特定の個人又は集団が受けるものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。	+ 1
3	乱用防止等のため受益者負担による抑制効果が必要なサービス 当該サービスの乱用防止等のため、受益者負担による抑制効果が必要なものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。	+ 1
4	特定の個人又は集団の利便性向上につながるサービス 当該サービスが特定の個人又は集団が利用又は使用することでその利便性向上につながるサービスであれば、「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。	+ 1
5	特定分野の個人的趣味や娯楽に属するサービス 当該サービスが個人的な趣味や娯楽に属し、特定の分野に偏ったものであれば「はい」、そうでなければ「いいえ」と教えてください。	+ 1